

《自己負担限度額表》

負担割合	所得区分		自己負担限度額（月額）	
			個人ごと（外来のみ）	世帯ごと（外来＋入院）
3割	現役 並み 所得者	Ⅲ	252,600円＋（総医療費－842,000円）×1% 【多数回該当140,100円】（注1）	
		Ⅱ	167,400円＋（総医療費－558,000円）×1% 【多数回該当93,000円】（注1）	
		Ⅰ	80,100円＋（総医療費－267,000円）×1% 【多数回該当44,000円】（注1）	
2割	一般	Ⅱ	18,000円 または $\frac{6,000円 + (総医療費 - 30,000円) \times 10\%}{}$ 低い金額を適用 【年間上限144,000円】（注2）	57,600円 【多数回該当44,400円】（注1）
1割	一般	Ⅰ	18,000円 【年間上限144,000円】（注2）	
	低所得	Ⅱ	8,000円	24,600円
		Ⅰ		15,000円

（注1）過去12カ月以内に世帯ごとの限度額を超え、高額療養費の支給が3回以上ある場合には、4回目以降から【 】内の金額となります。

（注2）負担割合が1割または2割の方については、1年間（8月～翌年7月）の外来の自己負担額の合計金額が144,000円を超えた場合、その超えた額が支給されます。（初めて支給対象となった場合は、広域連合から申請書を送付します。）

現役並み所得者Ⅲ	住民税課税所得額690万円以上の後期高齢者医療の被保険者がいる世帯の方
現役並み所得者Ⅱ	住民税課税所得額380万円以上の後期高齢者医療の被保険者がいる世帯の方
現役並み所得者Ⅰ	住民税課税所得額145万円以上の後期高齢者医療の被保険者がいる世帯の方
一般Ⅱ	住民税課税所得額28万円以上145万円未満の後期高齢者医療の被保険者がいる世帯の方
一般Ⅰ	負担割合が1割で低所得者以外の方
低所得者Ⅱ	世帯員全員が住民税非課税である方
低所得者Ⅰ	世帯員全員が住民税非課税であって、かつ各所得額（公的年金等控除額は80万円として、給与所得がある場合は給与所得額から10万円を控除して、それぞれ計算）の合計額が0円の方